

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所〓社会通信社

発行人〓滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649
振替〓東京0158431 労金〓東京労金本店No1154163

FAX(03)3299-5367

購読料〓月額500円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

九・二七自衛隊大久保基地

ヒューマンチェーンに全国から結集を

2

検証PKO法(二)

“ガラス細工”法の破綻は必至

3

社会党よ、大衆路線に返れ

7

語り継ごう、ヒロシマ、ナガサキ平和の心を

10

——九二“平和展”に三千百人が来場——

「連合」政治方針確認と並行し、

日教組議案、基本方針の変更へ

11

闘争の焦点を明らかに

13

——国労大会の意義と課題——

大衆運動で佐川スキャンダル、PKO追及を

16

カンボジア

九・一七日比谷集会に参加しよう

9

派兵反対

17

読者からのおたより

刊旬社社会通信

NO. 516

一九九二年九月一日

一九九二年九月一日発行
(毎月一日・二日・三回発行)

■ 巻頭言 ■

九・二七自衛隊大久保基地

ヒューマンチェーンに全国から結集を

国鉄闘争とともに闘おう

PKO法成立を強行させた衆議院のやり方と国鉄の五・二八中労委「解決案」によって、支配階級である政府・自民党・独占資本は今の憲法の枠組みを突破してしまいました。

そして東京では反PKOの参議院選・内田候補の選挙を闘った四人の社会党員の除名を含む、一〇人の党員への処分。京都でも一人の女性労働者の解雇撤回闘争の「支援する会」をつくって闘うことになったら、上部団体の情報労連・全電通が社会党に圧力をかけ、参院選を口実に「支援する会」の代表を社会党から除名。そして経営者はこの三人の組合員を、怨念による「夜明け解雇」(京都コンピュータ学院：本誌五一五号)。

もう私たちは許せません。独占資本の金儲けのためには、どんな理不尽なことでもまかり通そうとする。それにさからう労働者は切って捨てる。儲けのためには、またアジアの人民を略奪・支配する軍隊を派遣すること。

PKOの具体的発動であるカンボジアへの自衛隊海外派兵では、圧倒的部隊が京都の宇治市・大久保基地から出発が予定されています。九月二十七日(日) 一三時から、地元の水禁・労組・市民運動などで行く実行委員会が全国に呼びかけ、集会・デモ・大久保基地正門前抗議行動を行い、一五時から大久保基地包囲の「人間の鎖」をつくりまします。当日、十一時からは社会党青対、社青同、労組青年部などで行く青年学生平和友好祭実行委員会主催で、青年独自の街頭宣伝・デモ・集会もち、ヒューマンチェーンに合流するなど市民運動含め、多彩な創意工夫された取り組みが予定されています。全国から派兵阻止闘争の問い合わせが殺到しています！

国鉄京都駅の構内にある近鉄京都駅から急行で一六分。近鉄大久保駅を降りると、すぐ目の前が自衛隊大久保基地です。東京から京都まで、新幹線で二時間四〇分。大阪からは在来線で三〇分。九月二十七日は、全国の仲間で、大久保基地ヒューマンチェーンを成功させよう！

九月一五日は地元で、九月一九日には社会党・総評センター・護憲・原水禁などによる集会・デモも計画中です。

そして、国鉄清算事業団闘争。九月二十九日、一八時三〇分より「国鉄清算事業団闘争勝利をめざす京都共闘会議」主催で京都・東山の円山野外音楽堂において「地労委命令に基づく一、〇四七名の解雇撤回、国鉄闘争勝利、自衛隊の海外派兵を許さない九・二九京都総決起集会」を国労本部・永田委員長などを招いて開催します。

国鉄闘争と自衛隊海外派兵阻止闘争、ともに平和憲法の攻防。この秋、全国の仲間とともに、全力で闘いたいと思います。

(京都・A)

検証PKO法 (二)

「ガラス細工」法の破綻は必至

政府はPKO協力法により、武装自衛隊の海外派遣に道を開いた。国連軍に自衛隊を派遣すべきという自民党の小沢調査会答申原案や八月七日発表の「防衛自書」にみるように政府、自民党に自衛隊の海外での活動を拡大し、国際環境の激変にもかかわらず、自衛隊の縮小を回避し、むしろ軍拡の既定の路線を慣性的にたどっている。秋に開かれる臨時国会の前後にも、実践を前提とした戦後初の自衛隊の海外派遣がカンボジアへ向け実施される。前号に続きPKO協力法の審議を通じて明らかになった問題を整理し、これからの闘いの素材としたい。

だれが合憲と言えますか

PKO法案の最大の問題は、憲法九条が禁止している「武力の行使」に反する、あるいは少なくとも武力不行使の原則をクリアできないというところにあった。憲法と自衛隊の関係について触れれば、憲法九条一項は国際紛争の解決の手段として武力の行使を禁止し、二項で武力の不保持をうたっている。ところが、一項に関して自衛隊法八八条は、「わが国の防衛」として防衛出動に伴う武力の行使を勤めている。二項については、自衛隊が世界で最新の装備（武力の保持）をしているの言うまでもない。したがって憲法を字句通りに解釈すれば自衛隊は憲法九条一項、二項に反する。

政府や自民党は、憲法九条が自衛権まで否定したものではないと主張している。しかし自衛権は武力の保持と武力の行使に限定され正当化されるものではない。紛争回避の外交努力がまず必要である。侵略に対しては自衛権の行使として国民的な抵抗などがあり、国際世論に訴えるなどの手段もある。そもそも政府や自民党の惰性的な軍拡政策について、どの国が日本を攻撃するのか、海岸沿いの原子力発電所は戦時を想定して建設したのではないはずだ、狭い日本で戦車戦が戦われれば、東京など大都市は破壊されてしまうのではない、など初歩的な疑問がある。

ついでに説明なしで結論を言えば、憲法に反する自民党の安全保障は、現実的ではないということであり、「日本と米国の軍需産業を防衛する防衛政策」であるということである。AWACS（空中早期警戒管制機）、イージス艦、次期支援戦闘機（FSIX）や純国産の超重量戦車の例は軍需産業のサバイバルのためであり、カネクイ虫の典型だ。そのため、政府や自民党はいろんな理屈を付けているだけである。「ソ連の脅威」の後、中国、北朝鮮を次の脅威の要因にする「防衛自書」も、「軍需産業防衛政策」を擁護する役割を務めている。そこになんら合理性はない。これまでの多額の防衛支出をみれば、「戦争に行くことはない」、「技術が身につく、貯金もできる」というような勧誘で入隊した自衛隊員は「軍需防衛産業」を実施するため働かされたようにみえる。しかし、PKO法で、自衛隊員は「戦死」する可能性もある。そうしてまで、軍需産業を防衛しなければならないのが自民党の安全保障政策の実際ではないか。

一年前の政府見解からみても違憲

本論に戻れば、そもそも自衛隊は違憲という論法をとらなくても、P K O 法は憲法に反する内容を含み、これまで国是として認められてきた自衛隊の海外派遣禁止に反するものだ。自衛隊の海外派遣は、自衛隊発足当時の一九五四年六月に参議院で採択された「自衛隊の海外出勤をなさざる決議を」を保守系の議員（改進黨所属、鶴見議員）が提案の主旨を同本会議で説明しているとおり、党派を超えた合意だった。その後の解釈改憲の積み重ね、海外での日米共同訓練などの実施を通じて、自衛隊海外派遣の地ならしがすすめられてきた。湾岸戦争は、政府にとって好機到来といえたが、九〇年秋の「国連平和法案」の廃案、湾岸戦争の終結を受け、国連P K O を隠れ蓑に自衛隊海外派遣を実施するようにしたのが今回のP K O 法である。

自衛隊のP K O 参加はオリンピック参加や南極観測への協力と同様、自衛隊法の雑則に付け加えることで可能にしているが、これらの自衛隊員の海外派遣とP K O 派遣は異質であり、実際に戦闘行為に入る場合が避けられない。P K O 法の施行により、憲法違反の行為が、首相の監督、総括のもとで行われるわけである。

政府は、(一)P K O 参加は、憲法前文にいう国際協調に合致し (二)武力行使を目的に自衛隊を派遣するのではない (三)国連P K O は、ノーベル平和賞を受賞していると、国会答弁で繰り返し強調している。この三点が自衛隊のP K O 参加、海外派遣を正当化する政府のおもな論拠である。

問題は第一に、国際協調は必要であるが、日本は平和憲法があり、軍事的分野での協力は不可能である。国連のP K O がノーベル平和賞を受賞したとしても、日本では自衛隊のP K O 参加と海外派兵が当然のように許されるわけではない。外務省担当者は、スイスなど諸外国の例を引用して答弁したが、憲法で武力の不保持と武力の不行為を規定している憲法をもつ日本と同一視することはできない。

第二に、武力行使が目的ではないとしているが、P K O 法は従来の政府見解に反するものであり、解釈改憲を新たに付け加えたことを重視しなければならない。政府は八〇年の政府答弁書および九〇年の「国連平和協力法案」審議の際にも、「当該『国連軍』が武力行使を伴うものであれば、参加できない」との見解を維持していた。（政府は「正規の国連軍はいまだかつて組織されたことはない」という認識にたっており、朝鮮戦争の「国連軍」を正規の国連軍とみなしておらず、ここである国連軍とは、国連の指揮下にある国連の部隊の意味であり、国連P K O 部隊を意味していると解釈できる）。ところが、国連P K O は、この標準規定（S O P）で武力の行使について定めており、武力の行使を伴うことがありえることを前提としているのである。したがって、自衛隊のP K O 参加は、武力の行使を伴う国連部隊への参加であり、従来の政府見解からみても、憲法に違反するものである。

政府は憲法違反となるこの問題をくぐりぬけるためP K O 法二四条で(一)武器の使用を正当防衛、緊急非難に限定 (二)武器使用およびその判断は、隊員個人が行う、とした。隊員個人に武器の使用とその判断を限定したのは、部隊としてあるいは複数の隊員の共同の意

思のもとでの武器使用を認めれば、武器使用が憲法が禁止する武力の行使になるからである。これを回避するため、二四条をもうけたのである。このようなやり方は、法律学では法の網の目をくぐり抜けるという意味から「脱法行為」と呼ばれている。立法過程で憲法の番人とされる内閣法制局を含め、違憲のPKO立法のためこのような不正を画策するまでに至っている政府の憲法感覚を警戒すべきである。

武力の行使はありえませんが主張するため、机上の立法作業で考案されたのが、PKF五原則である。つまり(一)停戦の合意 (二)紛争当事者のPKO受け入れ同意 (三)紛争当事者に対し中立 (四)これらの原則が崩れた場合の中断・撤収 (五)武器使用の限定。このなかで(三)までの原則は、国連PKOに共通する原則である。しかし(四)の中断、と(五)は日本のPKOに特殊な原則である。(四)の撤収は派遣国が事前に国連に告知すれば撤収できることになつてゐる。中断については、任務の遂行が困難な場合、どの国のPKO部隊も業務を中断する場合はあるが、とくに中断を原則として政府が取り上げたのは、特別の意味がある。戦闘行動に入らなければならないような場合に中断するのであり、部隊として武器の使用を避けられない場合に、つまり武器の使用が武力行使に該当するような場合に中断するといふのである。

現場を混乱におとし入れる欠陥法

これらについて、どのような場合が想定されるかと言えば、避難民を護送中に日本のPKO部隊が襲われた場合、部隊として応戦すれば武力の行使になるので、業務を中断しなければならない。つまり、避難民を見殺しにしなければならない。他の国のPKO部隊が応戦中なのに、日本の部隊だけが中断の命令を出せば、現場は混乱に陥る。憲法は武力の行使を禁止しているから、これに反する立法は憲法違反となるため、これをなんとかクリアしようとしたのがPKO法なのだが、現場では機能しない欠陥法である。この意味で、PKO法は、ガラス細工である。憲法との整合性を考えるなら、社会党が提案してきた非軍事の国際協力が解決策となる。

日本部隊だけが中断すれば、憲法との整合性は維持できるが、国連のPKOとしての一体性はなくなるし、現場に混乱を引き起こす。中断は国連の指揮権を排除して、自衛隊の現場指揮官の判断で行われる。これは、指揮権が国連だけに帰属するとし、派遣国の指揮権否定している国連PKOの原則に完全に反する。

実際の問題として、PKF五原則があるから、武力の行使を現場で排除できるという保証はない。攻撃されれば、部隊として反撃するのが常識ではないか。しかし政府は、自己防衛上、射撃する場合、「撃ちかたやめ」と命令しても、「撃て」という命令はしないという。くわえて正当防衛なのか、殺人に該当するか、責任は個々の隊員が負うことになる。日本の部隊が、部隊として武器を使用した場合、PKO法に反し武力の行使をしたとして、部隊の指揮官の責任が問われる。しかし日本の部隊が、戦闘行動に至れば、本来首相を初め政府が政治的責任をとるのが当然ではないか。組織上も首相が実施本部の本部長である。最近、防衛庁が発行した「国連平和維持活動と自衛隊Q&A」は、「武力衝突に巻き込まれることはないですか」との質問を設定し、PKF五原則があるから武力衝突に巻き込

まれることはありません、と答えている。奇妙な自問自答だ。五原則は、お守りではない。こちらが好むと好まざるにかかわらず、戦闘は始まる。そういう現実がカンボジアでも排除できないし、停戦と戦闘を繰り返している旧ユーゴスラビア国内の国連PKOは、机上の空論がいかにも非現実的なものか、より明らかに示している。

PKO法は闘いの入口

自公民の再修正でPKFは凍結されたが、PKF五原則は、PKO全般に適用されるというのが政府答弁である。自衛隊員以外の部員は、小型武器（拳銃、自動小銃）を携帯するが、一部新聞は、自衛隊員もそれだけの武器しか携帯しないかのように報道している。しかし、自衛隊員が携帯する武器は、閣議で決まるPKOの実施計画によって定められ、機関銃、装甲車（武器装備もありえる）を含むことになるというのが政府の答弁である。武器使用を正当防衛に限定していることからすれば、奇異である。なぜなら機関銃には重機関銃もあり、重量は二八キロもある。部隊として応戦するのではないと政府はいうが、「正当防衛のため」として、一人で重機関銃を撃ちまくり、一人で装甲車で走り回るという光景は映画の世界（空想の世界）である。小銃、機関銃の発射性能は、一分間に最高五〇〇から八〇〇発であり、破壊力はすさまじい。正当防衛か過剰防衛か、または戦闘行動なのか現場にいる自衛隊員しか知らない。自衛隊部隊の派遣について、国会での質疑および中間的あるいは事後の報告についての国会論議はさらに重要となってきた。

国会承認を必要としていたPKFが凍結されたため、PKO派遣についての国会承認は法律の上では必要ではなくなった。そのためPKO派遣についての論議が、臨時国会ではとりわけ重要となる。とくに、(一)国連の派遣要請の内容 (二)国連に対し国連のPKO原則に反する日本のPKO法を正確に伝えたかどうか (三)国連と日本政府が結ぶ派遣に関する協定の内容を明らかにすること。これは国連のPKO原則と日本のPKO法との関係で、とくに指揮権の所在が問題となる (四)どの自衛隊部隊から何人の人員を何の目的で派遣するのか、またその期間 (五)装備の内容 (六)派遣人員の権利と義務、責任の明確化 (七)憲法違反の行為（武力の行使）があった場合の政治的責任の明確化 (八)人的な損害があった場合の政治的責任 (九)国連軍の自衛隊派遣を含む小沢調査会答申原案と政府の対応 (十)受け入れ国の要請がなくて国連軍を「予防的駐留」させるというガリ国連事務総長報告と政府の対応などを明らかにする必要がある。

PKO法は自衛隊の海外派遣に突破口を開いた。今後、小沢調査会答申にみるように、自民党と政府は憲法をさらに空洞化させながら、国際舞台での日本の軍事的役割を拡大させていく方向にある。それにどう対応するか。PKO法の成立は、結論ではなく、闘いの入口を意味している。

(注) 自民党の「国際社会における日本の役割に関する特別調査会」（小沢調査会）答申起草委員会原案 八月一日、調査会総会に提示。内容は、要旨次のとおり。

(一)先に決定した国連の平和維持活動（PKO）への参加の実績を積み上げ、国連の国際的安全保証システムの強化に寄与しなければならない (二)正規の国連軍の編成は一度も行われなかったが冷戦の終結を機に実現の可能性が生じつつある。

わが国は当面、正規国連軍への参加は可能との判断を国際社会に示すとともに、その結成を積極的に働きかける (三) 国連の権威の下にあるが国連の指揮命令下におかれない多国籍軍や (注、湾岸戦争での多国籍軍が典型)、国連憲章四三条 (武力による平和の回復) に基づかない準正規国連軍 (注、朝鮮戦争でのいわゆる国連軍) が結成される可能性が高い。この場合、医療、輸送、環境保全など直接実力行使を目的としない人間的協力にとどめる (四) 憲法前文の積極的・能動的平和主義からすれば、国際平和の維持、回復のための実力行使を否定しているとは考えられない。このような国連の実力行動に日本が参加したとしても、もはや日本の主権の発動の性格を有せず、憲法九条が放棄した戦争・武力行使とは全く異質のものである。

社会党よ、大衆路線に返れ

総評に続いて社会党も解体する気か

今度の参議院選挙の低投票率は言語に絶する。最大の争点だったはずの自衛隊海外派兵の是非を争点の中心になし得なかった責任は社会党にある。その失敗は致命的である。

参院選最大の選挙区東京都、被爆地選挙区広島で党の方針に反する自衛隊海外派兵賛成の「連合」候補を民社党と一緒に推し、党独自の候補を立てなかったばかりか、止むに止まれず立候補した護憲派の候補の応援を党員に禁止したのは、公約を自ら破るものだった。党執行部の責任は重大である。その上、執行部は選挙中、また選挙後、執行部の禁止命令を返上して護憲候補を応援した党員党友に除名その他の処分を行い、あるいは行なおうとしている。戦後国民とともに闘い、国民の間に広く築き上げてきた護憲の党の信用は決定的に失われようとしている。社会党は結党以来最大の危機に直面している。

総評解体は、「連合」結成と続いた労働組合の右翼再編を強行した労働組合幹部が、一番無理をした問題は、総評路線と同盟路線の接合だった。両組織は「連合」結成のため自らの組織を解体したが、そのため組織の一部を切り捨てる犠牲を払ったのは総評だった。ということは、総評幹部が反帝、反独占、反差別の総評路線を放棄して労使協調の同盟路線に摺り寄ったということである。その上で「連合」が政界に投げ掛けた石が「社民合同」だった。それは、総評と同盟が合同したのだから、社会党も民社党も合同しろということに他ならなかった。

両党の政治理念には、しかし、総評と同盟の間にあったのと同じ大きな違いがある。その両党の違いを超えて「社民合同」を図れば、社会党は路線を転換して民社党化し、これに反する勢力を切り捨てるという、総評が解体に払ったのと同じ犠牲を払わざるを得なくなるのは必至である。にもかかわらず「連合」の投げた石を喜んで拾ったのは、左派との絶縁こそ政権に近付く道だとしている右派だった。そして彼らが自民党副総裁金丸氏の「左派を切つてこい」の発言とマスコミの大応援歌に鼓舞されて展開したのが、「政権担当を可能にする現実容認」論であり、自民党の一部も加えた「政党再編」論だった。

「現実容認」論、「政権担当準備」論に対する批判は「時代遅れ」だ、「左派の教条主義」だなどと叩かれ、基本路線問題を棚上げした便宜的な政策の摺り合わせだけの社民選挙共闘として始められたのが「連合選挙」だった。三年前には消費税、リクルートで社民選挙協力ができたが、両党の一致がたい基本政策の違いが隠せなくなると、両党関係は協力どころか敵対化し、「連合」は見るも無残なことにならざるを得なかった。

「政権交替可能な政党」を看板に基本路線の転換を可能と踏んでいた社会党執行部の読みは、右派が頼りにしていた中間派が護憲の旗を高く揚げたことよって狂った。これを無視すれば、右派は党内少数派になり、追い出すはずだった左派が多数派になることが眼に見えた。執行部は、「現実容認」論を貫けなくなった。にもかかわらず、「現実容認」論を前提に進めてきた「連合」候補選挙の方針は捨てきれなかった。

何が本音か分からない社会党に国民大衆は夢も希望も持つことはできなかった。さりとて自民党、公明党、民社党に何を期待できようか。共産党ははっきりしているからと、共産党に投票した社会党支持者も少なくなかったが、多くの社会党支持者は投票所に行かなかった。これらの有権者を俗流評論家が「浮動票」と呼ぶのは勝手だが、社会党執行部までが「浮動票をあつめきれなかった」ということは許されないであろう。市民の眼は厳しい。国民大衆は決して無知蒙昧ではない。

大衆不在に対する大衆の反乱

経済成長政策は言葉を変えて言えば企業成長促進政策であり、そのために政府は国を挙げて投資拡大と生産性向上を優先した。そのため労働賃金をはじめ労働組合の権利は抑え込まれ、人権と環境の犠牲も省みられない状況が拡がった。労働者は合理化反対闘争に取り組み、大衆は市民意識を高めて革新自治体を全国各地に生み出した。その頃横浜市長だった故飛鳥田氏が「管理社会」の危険を警告したことは周知の通りである。しかし、残念なことに、大企業の労働組合幹部は、企業内教育に抵抗する組合員教育を準備することができず、家庭・企業・国家を一体のものとする「三愛主義」に捉えられ、国家と企業が一体になった管理体制に埋没し、総評幹部は「管理社会」から労働者を解放する闘いを放棄して「労使協調」路線に転落し、遂には総評解体、野合的「連合」に走り、社会党もまたこの総評の変質に迎合し、「現実容認」で「政権がとれる」かのような幻想を撒き散らして、闘う労働者と労働組合に対する政府・資本の攻撃に手を貸したのである。国労の闘いに対する社会党指導部の介入はその典型だった。

この総評と社会党の変質の流れを振り返って見るとき、最も特徴的なことはその「大衆離れ」である。革新自治体が躍進していた頃、運動の合言葉は「市民参加」だった。しかし、総評も社会党もそれを忘れ、労働者大衆、市民大衆の権利と利害よりも権力と資本の利害を優先し、政権決定過程への大衆の参加を阻害する方向に進み、総評は労働者への教育宣伝を怠って権力と資本に「政策要求」を哀願し、社会党は機関紙活動よりもマスコミ迎合に走り、大衆団体、大衆政党の本来の立場を放棄して決定的に大衆から離れ、社会党全体に「人間疎外」が深刻化してきたのである。

今回の参議院選挙における「連合選挙」の矛盾は、権力に摺り寄ってきた社会党執行部

が大衆の護憲要求の激しい反発に立往生した姿を見事に浮き彫りにしたものだ。大衆の側からすれば、右傾化が激しいとはいえ、その声を代表してくれそうな党は社会党しかなかったのだから、東京、広島、長崎で独自候補の立候補を抑え、護憲の自衛隊海外派遣を支持する民社党系候補を支持した社会党を見せつけられるのは何とも納得できないことだった。党執行部にはこの大衆の気持ちが多分らないほど大衆離れしているのである。社会党の大衆離れに対する大衆の答は大衆の社会党離れだった。

人間には生産者と生活者の二つの側面がある。資本主義社会の中で生産者と生活者は、賃金が上がると物価が上がると、利害関係の矛盾に直面することがしばしばあり、その谷間に漂う大衆はしばしば選択に苦しめられている。この大衆に資本主義の矛盾を正しく分析して見せて選択を誤らしめないようにすることこそ、労働組合と労働者を代表する政党の任務ではなからうか。労働組合と労働者の任務は、生産者と生活者の利害を止揚し、その権利と利益の向上に挺身することではなからうか。とすれば、その運動の基本は大衆に置かれなければならない。即ち、大衆運動は、大衆に学びつつ大衆の意識化を促進し、大衆を組織してその力を強化し、その力に依拠して運動を推進する大衆路線の上に置かれて初めて大衆運動と言えるのである。

「大衆の中から大衆のなかへ」と言ったのは中国共産党だった。命令主義、官僚主義、セクト主義に対置された大衆路線が大衆の創造性と自発性を限りなく引き出した歴史の教訓は貴重である。金日成が反日帝闘争とその後の社会主義建設に大衆を動員して成果を上げているのもこの大衆路線によるものだった。

社会党は、ただ中国の朝鮮に漫然と代表団を送るのではなく、もう一度大衆路線の歴史を学び、出直しを図るべきであろう。今のまま体制内化、自民党化が進めば、国民の社会党離れはますます進むことになる。それは日本の悲劇である。その悲劇から日本を救うために、社会党は大衆路線に返ることを求められていると知るべきではなからうか。(若)

九・一七日比谷野外音楽堂緊急集会に参加を

——カンボジア海外派兵に反対——

憲法が危ない。カンボジアへの海外派兵は改憲への動きを加速させる。自衛隊海外派兵は憲法違反。なにがなんでも阻止することが必要だ。佐川もある。自民党政治にノーを。今、必要なのは大衆運動。憲法を生かし自衛隊の海外派兵に反対する八・三一集会は、上記の集会をよびかけた。万難を排し、参加しよう。そして日本の平和と民主主義を守ろう！ 時間は六時から。

語り継ごう、ヒロシマ、ナガサキ平和の心を

——九二“平和展”に三千百人が来場——

八月十五、十六日、岐阜市文化センター催し広場において「92平和展」を開催しました。ことしは開催日がお盆のため参加者が少ないのではと心配していましたが、十五日に一、二〇〇名、十六日はそれを上回る入場者。二日間で三、一〇〇名の入場者があり、アンケートにも多くの声がよせられました。

「ぶるぶる体がふるえます。」と感想をよせてくれた九歳の少女は、「きょうは、とてもよいことを知りました。また、教えてください。」と記しています。

「びっくりした。死んだ人七二十八人、生存者五九人」（アニメ対馬丸をみて）（七歳、男子）。

「みんなもえちゃって、かわいそうとおもった。」（六歳、女兒）と小さな感想文をよせてもらいました。

「今では考えられないことが、そのころは、あたり前となっていた。戦争のおそろしさを知った。」（十二歳女子）。

「広島・長崎もとてもひどい。けれど朝鮮で日本軍がやったこともひどいと思った。」（十二歳、男子）

という感想と同時に「知っていたつもり戦争の悲惨」が、とても知っていたと言えるものでなかったと、多くの入場者は記していました。

「両親の体験談もない今、国が真実を教えるべきだ。」（四三歳、男性）という声もありました。

涙がでてきます……（九〇歳、男性）お年寄りの入場者も多くこられました。最高齢は九〇歳の方でした。

「毎年見ていますが、感動は変わらず、平和の誓いを新たにします。」（六二歳、男性）。「加害者意識のない日本人のなんと多いことか……」（六七歳、男性）。

「終戦の歳、小学六年でした。対馬丸に乗った子ども達と同じ年齢です。とても他人事とは思えません。」（五九歳、女性）などや、「大変な時代でした。」と記されたのは、たまたま通りかかって入場された六一歳の長崎市の男性でした。

岐阜空襲を思いだした方も多くみえました。

五九歳の岐阜市の男性のアンケートには「来る」とだけありました。今後の開催での問いかけにだけ記されていました。

「五歳の長女と映画をみました。昨年二人目が生まれ、ますます平和の大切さを思います。子供にも機会があれば話をしています。日本の方向が危ぶまれている昨今、私たちに出来ることから始めたいと思います。」（三四歳、男性）

二日間、会場で折っていたいた折り鶴三、〇七〇羽は、広島平和公園内の「原爆の子の像」へ。カンパ五八、八〇五円については、広島県被爆者団体協議会へ、それぞれ十七

日に届けてきました。

また、被爆者援護法制定の請願署名一、〇一五名分は、県評センターを通じて、原水禁国民会議へ提出しました。

十回を数える平和展は、広島・岐阜などの多くの組織、個人の方々、そして各職場からの協力で本年も成功裡に終了しました。

来年も、そして再来年も、「ヒロシマ、ナガサキ、平和の心」を語り継いでいきたいと思えます。

(岐阜・K)

「連合」政治方針確認と並行し、

日教組議案、基本方針の変更へ

日教組第七五回定期大会議案（九月開催）は、「連合」政治方針の影響を受けて大幅な原則的方針の変更を示している。日教組反戦・平和路線の質的転換にかかわるだけに重大な問題をはらんでいるといえる。また、今回のPKO・参議院選挙で既に連合型「社民勢力結集」は破産したといえ、社会党の基本政策変更（社会党解体）へ、「連合」がゆさぶりをかける条件を進めるという意味で、反戦・平和、人権、民主主義の路線崩壊を進めることになり、日教組大会で阻止しなければならぬ、重要な課題となった。

基本方針の変更について具体的にみると、次のようになる。

具体的な運動のすすめ方

5 国際連帯を強め、平和・人権・地球環境と民主主義を守るとりくみ

2. 人権・平和と民主主義を守り、核兵器廃絶・軍縮をすすめます

(2) 世界の軍縮の流れのなかで、日米安保条約については、軍事的側面を見直し、経済・社会・文化・教育の交流など、平和友好条約化を重視します。また、非核三原則を尊守し、米軍基地の撤去をめざします。

自衛隊の海外派兵に反対し、軍事費の削減、中期防衛力整備計画の見直しによる自衛隊の縮小・改編を進めます。

(4) 脱原発社会の立場にたつて、既存の原発については、情報の公開、安全の確保を徹底し、新規原発ならびにプルトニウムの使用核燃料再処理施設の建設に反対するとともに、省エネ対策の強化、代替エネルギーの開発をはかります。

※昨年度まであった、「朝鮮の自主的平和的統一を支持し、朝鮮民主主義人民共和国との国交回復、韓国における民主化運動を支持します。」が抜け落ちている。

以上のように、従来からの平和憲法に基づく反安保・反自衛隊・反原発・韓国政策等の政治方針に「連合」路線の影響がおよび、安保見直し論、自衛隊改編論、既存原発容認論、対韓国政策見直し論に転換させられていることは、明らかだ。

なお、「連合」政治方針については、五月十五日～十六日の三役会議で「国の基本政策」に関する態度を決め、二十一日の中央執行委員会です承されている。内容は、以下のようである。

(安保条約について)

日米安保条約がこれまで果たしてきた役割を評価し、今後も維持する。日米安保の性格は、軍事的側面から経済・社会・文化的側面へと比重を移す。

(自衛隊について)

自衛権は独立国家固有の権利として確認。自衛隊は①専守防衛、②徹底したシビリアン・コントロール、③非核三原則、を前提として認め、今後は軍縮を指向する。憲法上の位置付けは、合憲論、違憲論、タナ上げ論があり、今後継続的に議論する。

(PKOについて)

(1)わが国の国際的役割を果たすためヒトの面でも協力。(2)連合の基本方針である①平和憲法尊守②集団的自衛権の不行使③国連中心主義を原則に、非軍事・非武装の立場からPKOに協力。(3)PKOの実施は、①国会の事前承認が必要②「別組織」として、身分上の扱いは「併任」「退職」「休暇・出向」の三論あるが、「退職・出向」をイメージする。③PKFは凍結する。④見直し条項を明示する。

以上のようなのであるが、連合三役会議のなかで自衛隊違憲論を主張する組合は、少数派であり、その自治労、日教組、金属機械などが「連合」政治方針で平準化されてしまえば「連合」政治方針は、さらに自民党・体制側に擦り寄り寄らされることは、明らかであり、社会党の基本路線変更を要求し、護憲・平和運動に壊滅的打撃をもたらす重大な影響を持っている。

したがって、自民党による自衛隊海外派遣の暴挙を見据えながら、身近なところからPKO反対運動を展開し、自衛隊合憲・日本の軍事大国化へとひた走ろうと言う政府・独占の政治策謀を打ち壊す大衆的運動を打ち立てていかねばならない。また、当面九月の大会へ向け、日教組議案に見られる執行部の変質を糾す取り組みに力を注がねばならないのだ。

闘争の焦点を明らかに

—— 国労大会の意義と課題 ——

今こそ本気になって一歩踏み出す決意を！

国労第五七回定期全国大会は、九月四日・五日の二日間、日本教育会館において開催される。それに先立ち、「一九九二年度運動方針（第一次草案）」が各職場に配布されている。今定期全国大会の課題は、「採用差別」をはじめとする「不当労働行為事件」の全面解決、JR職場の劣悪な労働条件の改善と労働者の権利の確立・拡大、国労組織の中断のない拡大と強化に向け、わが主体たる国鉄労働組合が、具体的にどのような体制を確立し、どのような運動を行っていくかとしているのかということである。

そうした意味では、今定期全国大会の行く末は、我々にとってもきわめて重要である。それは、表面的、戦術的なことではなく、国労自体がどこに軸足をおき、何を焦点としてこれ以降の運動を展開しようとしているのかという、運動の基本的なところでの問題である。すなわち、旧態依然の「体質」をひきずり、このままずるずると内部矛盾をより拡大するような運動を続けていくのか。それとも、根本的に今までの「体質」を変えていくべき大胆かつ具体的な方針をうち出せるのか、ということである。国鉄闘争の行方も、このどちらに軸足を置くかによって大きくちがってくるのである。

国労の旧態依然の「体質」とは何か。それは一言で言えば、「企業内」的、「企業主義」的「体質」である。そして、そこから必然的に陥らざるをえない「企業防衛」的な発想と、「企業内的な労使関係の正常化」である。つまり、「企業」すなわち「会社側」とのパイプをどれだけ太くするかということのみをすべてとする発想、そして、それを基準として、指導部の「力量」を判断しようとする「体質」（それは幹部ばかりでなく、活動家、組合員も含めてである）がそれである。それは、必然的に「幹部請負」の体質となり、組合員・大衆の意識を目的意識的に高めることを怠ることも相まって、ますます大衆と遊離し、「官僚主義」をも生み出す土壌となってくるのである。現在の国労がすべてそうだということではない。このままの「体質」をずるずると引きずると、そういう状態に陥る危険性を含んでいるということである。事は深刻であり、急を要する問題である。今後、国鉄闘争を、あらゆる手段を使ってつぶそうとする様々な攻撃が、陰に陽にかけられてくることは確実だからである。

もはや小手先では国鉄闘争は闘い抜くことはできないし、その勝利の展望をもきり開くことはできない。我々をも含めて、国労全体が旧態依然の「体質」ときっぱり決別する決意を固めるべく一歩前へと踏み出すことである。今それをやらずにして、いったいいつやろうというのか。

階級的・大衆労働運動を再生・発展させる構えを！

そうした問題意識を前提として、「一九九二年度運動方針」（第一次草案）についてである。今後、国労、否、国労を中心とし、国鉄闘争を媒介としながら、階級的・大衆的労働運動を再生し、飛躍・発展させるに足る方針がうち出しているのか、ということである。これは文字づらの問題を言っているのではない。構えの問題を言っているのである。国労が本気になって階級的・大衆的労働運動を再生させていこうとするならば、その組織方針をも含めて、そのことが文字づらだけではなく、じかに肌伝わってくるような生き生きとした「方針」でなければならぬ。卒直に言って、「一九九二年度運動方針」（第一次草案）からは、その意気、その構えは見つけられない。

たとえば、「闘いの総括」の「解雇撤回、J・R復帰、全面一括解決要求実現の闘い」についてである。様々述べられているが、「中労委」及び「労働委員会制度」そのものに対する、あまりにも「過大」な評価である。「中労委が毅然として判定的和解を示すための総合的な運動の組立が不十分であった。」——その通りである。しかし、こんなことは初めからわかっていたことではないか。中労委の「解決案」なるものが、「力関係」の反映であり、それ以上のものではないことは……。『解決案』なるものは、現実の「力関係」のすべてではないにしても、ある程度反映したものが、「解決案」という形をもってあらわれたにすぎないのである。問題なのは、なぜ、「総合的な運動の組み立て」が不十分であったのか、不十分になったのか、ということである。当初から想定されていたことに対して、なぜ国労がうち出すべき方針をうち出さなかったのかということである。「反省」するだけではすまされるものではない。ここに現在の国労の、組織的な問題点があるのである。「体制側あるいは権力」に対する見方の甘さ、みずからの「力」に対する過信、最終段階での「詰め」の甘さ——すべてこれらは、今までの国労が幾度となくくり返してきたことではないか。人がいいのも、度を過ぎれば、みずからばかりでなく、他をも「危機」におちいらせるのである。「総合的な運動の組み立て」など、当初から行気がなかった、構えがなかったのだといわれても仕方があるまい。つまり、常に、その場のみの、場あたる対応に終始し、右往左往しているのである。

「共闘運動の取り組み」にしてもしかりである。「中央における共闘は、全労協を軸にさまざまな行動を取り組んできた。」「国鉄闘争は国鉄闘争支援中央共闘会議を中心に共闘を拡大するという立場で種々行動を取り組んできた」——確かにその通りかもしれない。しかし、言うだけならば、誰にでも言える。問題は、はたして、それらの「共闘」を本気になって国労が追求しようとしているのかということである。まだまだ半身である。なぜなら、そのことが、日常的に、国労の機関の中にキチッと位置付けられているかといえば、「共闘運動が機関の中にキチッと位置付けられ、それを具体的に実践しているところ」は、まだまだごく一部だからである。相も変らぬ「大国主義」の意識の中にどっぷりとつかってしまい、「共闘運動」など片手間というのが大方であろう。たとえば、中労委に対し、早期の救済命令を求める「一千万署名」の問題である。もちろん成功させなければならぬ。しかし、これらの署名は、国労組合員みずからが主体的に取り組むことはもち

ろんだが、単に国労組合員ばかりでなく、多くの共闘の仲間をもこの署名運動に関わらせることで、「国労闘争」がもっと厚みを増すことになるのである。運動の拡がりとはこのようなものである。そうであるとすれば、「一千万署名」をいきなり提起するのではなく、もっと広く共闘関係に働きかけながら、国労ばかりでなく、共闘関係総体の運動として提起できなかったのかということである。運動の「おしつけ」ではなく、自主的に運動をすすめていくという雰囲気づくりこそ重要なのである。共闘関係の仲間の中に、この「一千万署名」に対し、そうした意味での不満がうずまいていることを、国労はどう受けとめようとしているのであろうか。

組織の活性化・拡大の具体的方針提起を！

「一九九二年度運動方針」（第一次草案）の問題は「組織の強化・拡大」の中にもあらわれている。「全国的な組織拡大運動の前進にもかかわらず、残念ながら組織状況は微減といわざるをえない」——しからばどうするのか。どのような組織方針をうち出すのか、ということである。「定年、中途退職者、在職死亡者が多いこと、新規採用者の国労加入がきわめて少数であること」が原因といえる——またもや、である。

こういう状況が予測できなかったともいうのか。それほど遠くない時期に、こういう事態がおこりうることなどは、ほんの少し目先のきくものであれば、当然、予想できることである。だからこそ五年も前に、「関連労働者の組織化」と「新採対策として、青年部に専従をおく」ということの重要性、必要性があればほど強調されたではないか。そういう意見を無視し、過去の遺物をひきづり、惰性のままに今日の事態をまねいてしまったのは、いったい誰の責任なのか。もしこのままの状態が続くとすれば、何ら抜本的な手だてをうたないならば、「組織状況」の好転はとてものぞめないであろう。もし、本気になって組織拡大をしようとするならば、今からでも、「関連労働者の組織化・組合員化」「新採対策」をその柱とし、他をけずってでも、「青年部の専従体制を確立する」ことをも含め、組織拡大をすべての集中心とし、根本的にこれまでの発想を変えることである。青年層が生き生きと活動できる基盤と体制を確立することが、組織総体の活性化となり、ひいては、そのことが、組織拡大へもつながっていくのである。

旧態依然の「体盾」と訣別し、未来を代表する運動を！

これまでいくつか述べてきたが、「一九九二年度運動方針」（第一次草案）の問題の根本は、戦略なき戦術——その場、あ、た、り、的な「方針」提起そのものである。過去において、国労が幾度となく繰り返してきた、その同じ轍を、まだこりずに繰り返しているのである。旧態依然の「体盾」をきっぱりとたちきり、既存の組織にあぐらをかくのではなく、みずからの足で、みずからの手で、具体的に新たな運動をつくっていくこと、そうした決意と構えが、今国労に求められているのである。指導部はもとより、我々一人一人にある。

今定期全国大会は、そうした大会である。国鉄「分割・民営化」から五年を経過して、いまだ「過去」の亡霊をひきずって生きのびているだけの組織であるならば、まさに、「国

「労」という組織そのものが、そして、「分裂」を余儀なくされながらも闘った「国鉄闘争」そのものが何だったのかが問われるであろう。

我々の闘い、我々の運動が、未来をかけた、未来を代表するものとしてあるならば、それにふさわしい衣へと脱皮すること、すなわち我々の運動を質的に高めていくことが重要である。はたして、それができるか否か。そうした期待をこめて、今定期全国大会に注目しよう。

(国労・M)

大衆運動で佐川スキャンダル、PKO追及を

またぞろ政治スキャンダルが火を噴いた。「朝日」が佐川・渡辺社長から「金丸に五億円」と報じ、「読売」が「新潟県知事に三億円」と報じたのは約一週間前のことだった。ところが、八月二七日、自民党のドンであり、社会党委員長の盟友である金丸が五億円の献金の事実などを認めたとうえで、自民党の副総裁と竹下派（経世会）会長を辞任する意向を突然表明した。

渡辺広康被告の地検特捜部への供述にもとづくという政治家リストによれば、渡辺自身が手渡した金は約二二億円。その内訳は金丸への五億円を筆頭に中曽根二億、竹下二億、渡辺（現外相）一億、小沢一郎（前自民党幹事長）一億、藤波孝生（元官房長官）一億、藤尾正行（元文相）八千万、奥田敬和（現建設相）五千万、宇野宗佑（元首相）五千万、故人の安倍晋太郎三億、長谷川信三億、春日一幸二億円というものだ。

疑惑が発覚した当初、金丸サイドは「ありえない。漫画のような話」と金丸の顔さながらに空っぽけていたにもかかわらず、金丸の突然のこの行動は渡辺供述を裏付けるものだ。九人の政治屋たちよ、サアどうする。

佐川スキャンダルでは数百億から一千億もの金が自民党政治家に流れたといわれる。今回のリストは渡辺が直接手渡したものに限られる。事件の拡大は必至だ。

それにしても、宮沢の暗愚ぶりには怒りがわく。金丸の副総裁辞任を必死で慰留する愚。政治改革の中心人物がこれでは。自民党に政治をまかせることはできない。

宮沢同様、田辺社会党委員長の記者会見もお粗末だった。友人の「不幸」をあわれむとしか映らなかったからだ。この人に社会党をまかせてはおけないとの思いをヨリ強くしたのは、私だけか。

金丸は記者会見で「私が副総裁をやめることによって、他の政治家をどうしよ、ああしよという考えをされては絶対に困る」と述べた。泥棒が「泥棒するな」と説教しているようなものである。金丸の副総裁辞任で泥棒仲間の政治家への世論の追及が強まるのも必至。他方、自民党内部では、「政治不信」をいいことに、小選挙区制導入論がまたぞろよみがえりつつある。佐川スキャンダルでPKO論議の焦点もボカされる恐れもある。PKO、佐川を中心に大衆運動で自民党政治にノーの活動が必要だ。

◆ 読者からのおたより ◆

那須にいくオババ 夏の風物誌といえ、我池袋ペンディングではお召し列車の通過だ。今年も八月一九日に通るというのに、点呼では一週間も前から周知している。「通過駅の作業班は別途指示します。」「ペランダの洗濯物はかたずけて下さい。」「なぜこんなことをしなければならぬのか。天皇たった一人のために。なぜ? WHY? (池清水No219)

「現職死亡」をくり返すな 国労博多支部と博多分会車掌区班は八月五日、JR九州博多車掌区で今年六月に二人の現職死亡が相次いだ問題について車掌区長に申し入れを行った。三四歳の若さで亡くなったTさんは、入院後三日目に死亡。生前、「体がきつい」「休みがとれない」と訴えていた。五月の連休前に、勤務終了後さらに超勤による特改を依頼され、断われずに業務したこともあった。また、四八歳だったEさんは、長崎の乗務員宿泊所で吐血し、救急車で病院に運ばれて二時間後に死亡した。前日、出勤してきたEさんは、仲間が心配するほど顔色が悪かったという。

申し入れの内容は、(1)在職中死亡の真因究明と公務災害認定を含む具体的な措置を、(2)長時間・過重労働解消のため具体的改善を、(3)要員増の抜本的措置を、など。これに対して黒川主席は、「申し入れは受けられません。問題があれば本社に言ってください」とくり返すだけで、申し入れ書の受取りも拒否した。

(NRUはかた支部情報)

パンフありがとう 『元氣よく勝利をめざす』落手しました。憲法をはじめことごとく自ら定めた法をも破らざるをえないほど、独占は苦しんでいるのに、また職場の仲間が後援会活動中に出頭を命ぜられ、強制的に事前運動自迫調書を取られました。」「投票してほしいと思っただろう」と、心や思いまで罪にしようとしている。(富山・Y)

『日本型社会主義と脱原発』(原野人著) 前回は第一章の五―八を行いました。新しいテキストも二回めに入りました。暑さも一段と増しバテいてませんか。加えて仕事もキツクて学習会はカンベンしてほしい気分です。でも仕事はキツクなって当然。何万人という人が減らされているのに、それ以上に「働け」とJR資本からつきつけられ、何倍もの仕事をこなしているのですから、身体も壊されてしまいます。そのうち頭までやられないようにみんなで学習しよう。

(先駆者第六〇号)

KNOW MORE 広島・長崎 八月六日、九日は私たちが忘れることのできない日です。世界ではじめて原爆が投下された日です。原爆の被害の特殊性は三つに区別して考えることができます。第一は大量無差別殺傷が起こったことです。第二は地域共同体や都市の機能が壊滅したことです。この二つが重なり現在なお原爆被害で苦しむ人ができています。戦争こそ最大の環境破壊であり、私たちは平和を守るためにも、KNOW MORE 広島・長崎を語りついでいかなければなりません。

(岐阜・自治労)

広島、沖縄に勇気 今回の参議院選は残念な結果となりました。組合員の労組離れがすすんでいると感じます。労働運動の強化が重要だということをますます痛感しています。しかし、広島、鹿児島、沖縄の当選はたいへんうれしく思いました。本当に平和の大切さを感じているところは訴えれば国民が答えてくれるんだという事の証明だと思います。『紙

ひとえの選択』を送ってください。

(えひめ・W)

郵政職員収容所 一、仮局移転と伴った 組合つぶしの本格化 紙切れ一枚見せしめと 駒を動かす指先は ユートピアとの構想が 強制配転持て遊ぶ 管理者たちのたわい事 おろかな装いつくろった 背広姿がごちない。二、顛末・始末書・指導案 暇さえあれば 呼びつける 誤区分・不都合・不結束 即決処分の大バーゲン 抗議・侮辱は懲戒処分 組合つぶしを生きがいになりふりかまわぬ権力者 偽善面したロボットが 今日も監視と座っている。三、企業としての郵政人 目標営業パワー全開と 壁にはグラフの花が咲く 接遇サービス・セールスと 唱和・唱和の教育勅語 頭ごなしにムチを打つ ここが噂の収容所

(構成詩「弾圧に抗して」挿入歌)

吹き荒れる郵政合理化 誌代送ります。いつも新鮮で、元氣の出る情報ありがとうございます。私の地においても郵政合理化、吹き荒れています。またもや身近な先輩同志に処分が出されました。力関係の中で、抗議行動すら取り組めない状況ですが、私も二年前の処分を忘れず微力ながら頑張っていく決意です。

(北海道・全通み)

何も書けないでゴメンナサイ 払い込み遅れ申しわけない。五百号おめでとうでございます。雑用におわれ、何も書けないでいます。

(京都・K)

大いに参考に ひきつづき半年分、送金します。いつもいつも優れた編集・論文等、小生大いに参考にさせてもらっています。

(永江力・海外派兵に反対する旭川市民の会事務局長)

アメリカの危機 「若い頃の無理がでてるのだから……」と、仲間に励まされながら、四月、五月と花の季節を病院で過ごしました。新聞をたんねんに読むことが許されるのみの毎日でしたが、昨年と一転して、アメリカの危機が紙面をにぎあわせていました。ここ数年、「歴史的必然」というものに、少なからず揺らぎそうな、そんなニュースが続いていたのですが、アメリカを見るかぎり、「この社会」に未来のないことは明白です。さて、連合の惨敗はどうころんでいくのか？ バックナンバーがあったら少し送っていただけませんか。

(大分・E)

資本の手口は同じ 「紙ひとえの選択」、一気に読みました。十数年前の電通闘争の時と同じことが再現されていました。ある日突然、仲間が「これからはおつき合いをやめます」「いっしょに遊ばせん」となるわけです。若かった自分には「どうして、なぜ」と、仲間に見がいく毎日でした。会社、資本とは本当に汚い手口を使うものだと思います。暑い日が続きますが、先は永いノ体気とつけてください。

(全電通・I)

貴誌には荷が重い? 自民党に致命的な失政(汚職とか)がない時には、連合への期待は生まれません。焦点となった問題(PKO)に態度が鮮明でなければ、連合への関心が向かうはずがない。それに埋没した社会党も求心力を持ちえない。そんな参院選の結果でした。その逆が広島! しかし保革逆転を掲げるかぎり、政権担当を前提とした明確な構想―対案が練り上げられねばならぬことも事実。大衆運動とともに、その点での「力」の結集も課題だと思います。この間の反PKO、中労委「解決案」批判などの諸闘争に追われていますが、ソ連崩壊から一年、社会主義論の構築がタナ上げされているように思います。例の寄稿シリーズもさたやみになっているようですが、貴誌には(ポリューム的に)荷が重いのでしょうか。

(高槻・M)